

# 重要事項説明書

## (指定居宅介護支援事業)

芳明会 居宅介護支援事業所 すずらん

# 指定居宅介護支援重要事項説明書

令和 年 月 日現在

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0985-53-3030 担当 主任介護支援専門員 管理者 森田 博文

## 2 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名 芳明会 居宅介護支援事業所 すずらん  
所在地 〒880-0933 宮崎市大坪町西六月 2197-1  
事業所の指定番号 居宅介護支援事業 宮崎県 第 4570107096 号  
サービスを提供する実施地域 宮崎市

### (2) 事業所の職員体制

管理者（主任介護支援専門員）1名 / 介護支援専門員 1名以上  
※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(3) 営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 土曜 8:30～12:00  
(日曜 祝日 12月30日～1月3日は休業)

## 3 当事業所の運営方針

当居宅介護支援事業所は、介護保険の理念に基づき 要介護状態にある利用者の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことが出来るよう、利用者の自己決定に基づき、適切な保険・医療・福祉サービスが 色々な事業者から提供されるように必要な援助を行います。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、総合的なサービスが提供されるように、常に公平中立な援助に努めます。また研修など積極的に参加し、当事業所の質の高い居宅介護支援が提供できるように努めていきます。

## 4 居宅介護支援申し込みからサービス提供の流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 5 利用料金

### (1) 利用料（ケアプラン作成）

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。  
(ただし、保険料の滞納により法廷代理受領が出来なくなった場合、1か月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。)

(居宅介護支援費Ⅰ)

介護支援専門員取扱件数 45 未満、または 45 以上で 45 未満の場合

要介護 1-2・・・10, 860円      要介護 3-4-5・・・14, 110円

介護支援専門員取扱件数 45 以上で、45 以上 60 未満の場合

要介護 1-2・・・5, 440円      要介護 3-4-5・・・7, 040円

介護支援専門員取扱件数 45 以上で、60 以上の場合

要介護 1-2・・・3, 260円      要介護 3-4-5・・・4, 220円

(居宅介護支援費Ⅱ) ※ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合

介護支援専門員取扱件数 50 未満、または 45 以上の場合の 45 未満の部分

要介護 1-2・・・10, 860円      要介護 3-4-5・・・14, 110円

介護支援専門員取扱件数 45 以上である場合の 45 以上 60 未満の部分

要介護 1-2・・・5, 270円      要介護 3-4-5・・・6, 830円

介護支援専門員取扱件数 45 以上である場合の 60 以上の部分

要介護 1-2・・・3, 160円      要介護 3-4-5・・・4, 100円

(2) 加算

初回加算：3000 円 / 入院時情報連携加算(Ⅰ)：2500 円 / 入院時情報連携加算(Ⅱ)：2000 円

通院時情報連携加算 500 円 / 退院・退所加算：3000 円 /

緊急時等居宅カンファレンス加算：2000 円 / ターミナルケアマネジメント加算：4000 円

(3) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為の交通費の実費が必要です。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情相談受付又は窓口相談者：森田 博文      苦情解決責任者：森田 博文

担当介護支援相談員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝える事が出来ます。

宮崎市役所介護保険課	宮崎市橘通り西 1 丁目 1-1	0985-21-1777
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町 1 2 3 1-1	0985-25-4901
宮崎県庁長寿介護課	宮崎市橘通り東 1 丁目 9-10	0985-26-7059

7 緊急時に関する対応

指定居宅介護支援等の提供時に利用者の症状に急変が生じた場合は、速やかに家族・主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時における対応

- (1) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が生じた場合には速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事故の状況及び事故の際にとった処置についての記録をします。
- (3) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 9 守秘義務

- (1) 当事業所は、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を厳守いたします。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 当事業所は、介護支援専門員その他従業者で有った者から、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密が漏れることの無いよう、管理を徹底します。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等に置きまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者又はその家族からの同意を頂きます。

## 10 記録の整備及び保存

- (1) 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録の整備をします。  
又、完結より5年間保存します。
  - ・指定介護サービス事業所との連絡調整に関する記録
  - ・個々の利用者ごとの居宅サービス計画、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議の記録、モニタリングの結果の記録等を掲載した居宅支援台帳
  - ・市町村への通知に係わる記録
  - ・苦情の内容の記録
  - ・事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

## 11 当法人の概要

法人種別・名称	医療法人 芳明会		
所在地	宮崎市大坪町西六月 2197-1	電話番号	0985-53-3030
代表	早稲田 芳男		
事業内容	居宅介護支援事業		

## 12 複数事業所紹介について

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

## 13 サービス利用割合について

居宅サービス計画書を作成した総数における訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、福祉用具貸与の利用割合、各サービスが同一事業者によって提供された割合について説明を行います。

## 14 感染対策について

感染症の発生およびまん延等に関する取組として、委員会の開催や指針の整備、研修・訓練等に取り組みます。

15 災害対策について

災害等が発生した場合に関する取組として、継続して居宅介護支援の提供を行うための計画作成、研修・訓練等に取り組みます。

16 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待防止のため、委員会の開催や指針の整備、研修を行います。

また専任の担当者を定めます。

※専任者：( )

17 身体拘束について

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18 ハラスメントについて

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

19 第三者評価の実施状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価期間名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし			

(別紙)

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み

↓

当該事業所に関する事、居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います。

↓

居宅サービス計画等に関する契約締結

※利用者様は市役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行って頂きます。(提出代行可能)

↓

ケアマネジャーが自宅等を訪問し、利用者様の解決すべき課題を把握します

↓

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んで頂きます

↓

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

↓

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者とサービス利用の調整を行います

↓

利用することが決まった事業所を集めて、サービス担当者会議を開催します

↓

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

↓

◆サービス利用◆

↓

利用者様やご家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握、サービス提供事業者と連携調整を行います

↓

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

↓

利用者様の状況について、定期的な再評価を行います。又、提供されるサービスの実施状況の把握を行います

↓

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

# 居宅介護支援サービス提供開始同意書

令和 年 月 日 居宅介護支援サービス提供に際し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明をしました。

芳明会 居宅介護支援事業所 すずらん

説明者 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

代理人

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次の配慮するところにより必要最小限の範囲内で提供することに同意します。

### 記

#### 1. 使用する目的

事業所が介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議に於いて必要な場合

#### 2. 使用にあたっての条件

①情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることの無い様に細心の注意を払う事。

②事業者が個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

#### 3. 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票（85項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

#### 4. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

上記代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)